

# 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

## 1 趣旨

教育委員会が所管している事務の一部について、令和6年4月1日から市長が所管する事務と一体的に行うことにより、社会教育の奨励をより効果的に行うとともに、着実に魅力あふれるまちを実現するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。）第23条に基づき、新たに条例を制定しようとするものです。

## 2 市長部局に移管する事務

次のとおり、法律第23条第1項に規定する全ての事務について移管するものです。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

## 3 施行日

令和6年4月1日

### 【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。